

帰還困難区域（富岡町）から避難した申立人母及び申立人二女並びに居住制限区域（富岡町）から避難した申立人長女について、日常生活阻害慰謝料の増額分として、①申立人長女につき、持病を理由とする平成23年3月から平成30年3月まで病状等に応じて月額3万円ないし4万円の賠償が認められ、②申立人二女につき、持病を理由とする平成23年3月から平成30年3月まで病状等に応じて月額3万円ないし5万円の賠償が認められ、③申立人母につき、申立人長女及び申立人二女の介護を理由とする平成23年3月から平成30年3月まで申立人長女及び申立人二女の病状等に応じて月額4万円ないし6万円の賠償が認められるなどした事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2及び同X3（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の対象期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目（同項記載の期間に限る。）に対する和解金として、申立人らに対し、金1089万7000円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- （1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- （2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和7年12月18日

(仲介委員 小坪 真史)

令和○年（東）第○号 申立人 X 1 外 2 名			
申立人	損害項目	対象期間	金額
X 1	日常生活阻害慰謝料・増額分 (中間指針第五次追補 第 2 の 4 (指針) I ⑦)	H23.3.11～H30.3.31	4,280,000 円
X 2	日常生活阻害慰謝料・増額分 (中間指針第五次追補 第 2 の 4 (指針) I ⑥)	H23.3.11～H30.3.31	2,910,000 円
	自主的避難等に係る損害 (中間指針第五次追補 第 3)	H23.4.23～H23.12.31	200,000 円
	診断書取得費用	—	44,000 円
X 3	日常生活阻害慰謝料・増額分 (中間指針第五次追補 第 2 の 4 (指針) I ⑥)	H23.3.11～H30.3.31	3,430,000 円
	診断書取得費用	—	33,000 円
合 計			10,897,000 円